

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成30年度 第2回 高松市美しいまちづくり審議会
開 催 日 時	平成30年8月22日(水) 10時00分～11時00分
開 催 場 所	高松市防災合同庁舎301会議室
議 題	(1) 会長の選任について (2) 平成31年度高松市美しいまちづくり賞募集・選考要領の見直しについて (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上 記 理 由	—
出 席 委 員	井上 雅子、杉本 三枝、増田 拓朗、松島 学、渡辺 裕之、 勝浦 敬子、坂本 信孝、谷 正子、奈良 茂子、 稲村 行彦、葛西 剛(代理 都村 仁)、 原内 純治、福井 佳子、藤田 壽子
欠 席 委 員	1名 橋田 行子
オブザーバー	—
傍 聴 者	0名
担当課及び 連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 839-2455 Fax 839-2452

### 会議経過及び会議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

- (1) 会長の選任について  
高松市美しいまちづくり審議会規則第3条の規定により会長を選出した。  
会長 増田委員  
会長は、会議を公開するとの確認を行った。
- (2) 平成31年度高松市美しいまちづくり賞募集・選考要領の見直しについて  
事務局より報告し、様々な意見を頂いた。
- (3) その他  
次回本審議会の開催日程について報告した。

審 議 経 過

委員	できる限り、賞について自身の周りにも声をかけたい。広報たかまつに掲載されてから周知したらよいか。
事務局	平成30年10月1日号の広報たかまつに、賞について掲載する予定となっている。併せて関係団体への周知を行うこととしている。
会長	募集要領の確定時期はいつか。
事務局	募集要領については、今回の御意見も参考に9月中に作成する。 平成31年度の募集まで1年程の周知期間を設けたので、広報たかまつ掲載後に案内する方がよいだろう、と考えている。
会長	やはり10月1日からの周知だろうか。では、広報たかまつへ掲載されてから募集について周知するということで。
事務局	なお、紙面の関係から、必ず10月1日号に載せられるとは限らないので、御理解いただきたい。掲載号が確定したら、事務局から委員の皆様にご連絡する。
委員	31年度の募集要領について、紙の資料を例えばネットでPDF形式で掲載してはどうか。
事務局	資料7の募集要領については、PDF形式でホームページ上に掲載する。
委員	今、話のあった資料7の絵はよくできていると思うので、ぜひホームページ等でも見られるようにしていただきたい。 高松は、驚くほどWEBの利用者が少ない。ホームページに載せるのは大事だが、広報たかまつを見ている方が非常に多い。資料9を見ると10月1日、4月1日、8月1日号に掲載となっている。スペースの問題があるだろうが、小さくて良いので毎号お知らせを入れられるようになれば、しっかりと周知できると思われる。 4月1日に掲載して、いきなり8月1日に募集が始まるので、特にこの間にもう1回か2回お知らせがあったらと思う。
事務局	難しい面もあるが、御意見を参考にでき得る限り広報を重ねたい。
委員	今回の見直し案の中の「区分を限定するのか」という部分だが、応募者が複数の区分にチェックできるという話の上で、審査する段階で、こちらの区分にしかチェックが入っていないけど、あちらの区分の方がよいのではないかと協議の中でなったときに、例えば応募者に電話で確認をするのか、応募者の意思を尊重してあくまでチェックが入って

	<p>いる区分に絞って審査をするのか。</p> <p>市の運用上の話になるが、どういう形にするのか。</p>
事務局	<p>先程御説明した建築物と工作物、広告物、それぞれの区分を応募用紙に記入していただくことになり、その中の括りでの選考となる。応募者の方が用紙を出されるときに、受付する職員がよく見て、この区分にした方がいいといった話ができたらと考えている。</p>
委員	<p>告知によって、複数に応募した方がいいという認識がされていればいいと思う。</p>
会長	<p>応募される段階で、違う区分で評価される可能性がある旨の了解を得てみてはどうか。応募者の方がチェックした区分とは違うところにあげたらどうかという審査決定があった後に、応募者に了解を取るのでは2度手間になる。</p>
事務局	<p>建築物・工作物・広告物の区分全てにできるだけチェックしていればいいという話ではなくて、申請者側に、この部門で賞を取りたいという意思があるかもしれないので、申請者がチェックした区分を尊重して評価を行っていく。</p>
委員	<p>活動部門の募集について、「平成27年4月1日以降において」との記述があるが、それは活動を開始したのが10年前などといった場合は、平成27年以降にも引き続き活動していたら募集の対象になるのか。応募用紙は活動開始年月日を記入する欄があるが。</p>
事務局	<p>わかりにくく、申し訳ない。平成27年度以降も引き続き活動しているということであれば応募が可能である。</p>
会長	<p>応募用紙の活動開始年月の欄には昭和・平成と書いてあるので、例えば昭和から活動していても応募は可能ということか。</p>
事務局	<p>その通りである。</p>
委員	<p>今回の資料を見て、今後の高松市美しいまちづくり賞に対して新たなる期待が膨らんだので、お話をさせていただく。</p> <p>仏生山歴史街道景観形成重点地区について、賞を受賞した建築物が点在している地区で美しいまち並全体を賞に加えられないかという御意見が前回審議会であった。</p> <p>私はどちらかというと単体の建築物や工作物に賞をあげるといよりも、やはり高松市の美しいまちづくりということを考えれば、美しいまちなみがもう少しみなさんの目に触れて、こういう方向を高松市は目指しているんだな、とうかがえるものがよいと考えている。</p> <p>例えば新しい建物が作られてなくても、男木島のような、島全体の美しさというのは景観としての魅力を備えていると思う。そのため、今回は地区については募集しないと</p>

	<p>いう事務局からの説明だったが、ぜひ、次回か次々回に、考慮していただきたい。そうすればもっと興味を持つ方も増えるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>今回は地区については賞の対象に入れていないが、賞に該当するかどうかに関係なく、本市のホームページ等を活用してこのような地区について周知していきたい。</p>
会長	<p>私も同意見で、今まで表彰してきた建築物が、まちなみ景観のキーとなることはあるが、それ単体でまちなみがよくなるのではない。そういう意味では、美しいまちづくりなので、まちなみがよくなっていくような表彰制度を研究していただけたらと思う。</p>
委員	<p>高松は今すごく注目されていて、Iターン、Uターンがすごく増えてきているが、その人たちが期待する高松の良さは新しいもの派手なものではなく、落ち着いた昔からあるものである。ぜひ、そのようなものを維持していけるような選考の仕方にしていただきたい。</p>
事務局	<p>御意見を参考とさせていただく。古くからある伝統的な建物も応募の対象となるので各委員にも検討していただきたい。</p>
委員	<p>募集において、ぜひ、学校関係、特に小学校・幼稚園にも周知していただきたい。やはり、若い人達の目線での応募ができるようにすべきである。</p> <p>また、ホームページでの周知について、正直、ホームページの奥の方に入るとさっぱりわからない。前回の賞の情報を探してみたが応募用紙のダウンロード先がわからなかった。ぜひとも、ずっと1年間以上トップページに載せられるように働きかけて欲しい。そうすることで募集も増えると思う。</p>
事務局	<p>ホームページについては、常にトップページに挙げるのはスペースの関係で難しい面がある。数回に分けてトップページ情報を挙げて、目に触れるようにしていきたい。</p>
委員	<p>応募用紙について、前回はコミュニティセンターには置いていなかったのか。</p>
事務局	<p>前回は置いていなかった。</p>
委員	<p>コミュニティセンターには、各所から配布資料が届くので、多くの資料の中に、美しいまちづくり賞募集要領と応募用紙が埋もれてしまう。広報たかまつに掲載する時でよいので、常置してある旨記載してほしい。</p> <p>それから少し聞いた話によると、フラッグでパネル展示するとのことなので、そちらでも広報すれば効果があると思う。</p>
委員	<p>活動部門について、以前からやっている活動は、地域住民の方はそれを当たり前と思っている。便利になったなあ、綺麗になったなあといった感覚なので、積極的に応募し</p>

	<p>ようなんて思わない。ぜひ声をかけて、応募を勧めていこう。</p>
委員	<p>栗林小学校が新築されまして、すごく素敵な景観となった。そういうものを、もし推薦するとしたら、どのような手段をとればよいのか。</p>
会長	<p>市の自薦はできないため、設計者か施工者、若しくはPTAはどうか。</p>
事務局	<p>市の自薦はできないが、地域の皆様から他薦という形で、応募していただくこともできる。</p>
会長	<p>他薦の話だが、所有者、関係者というか管理している人の同意は必要と思われる。ここいいですねとか、出されたらどうですか、という形で。 公共施設については、まず、利用者や管理者に声掛けすればよいか。それとも市にまず連絡すべきか。</p>
事務局	<p>事務局に相談していただいて、お調べすることはできる。 ただ、基本は他薦という形となる。</p>
委員	<p>募集期間が短いため、花の場合などは、募集開始までにきれいな時期の写真を撮って応募で出せばよいのか。</p>
事務局	<p>その通りであり、周知を1年前から行うこととした。</p>
会長	<p>いい選考ができるよう皆様に御尽力いただけたらと思う。他に意見、質問のないようなので、本日はこれで終了する。</p>